



静岡労働局発表  
平成29年9月4日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
室長 稲川 忠久  
賃金指導官 片岡 裕也  
(電話) 054 - 254 - 6315

## 平成29年度「静岡県最低賃金」の改正を決定 ～ 10月4日から時間額832円に～

1 静岡労働局長（高森 洋志）は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正決定し、平成29年9月4日付け官報に公示しました。

平成29年度の静岡県最低賃金の改正決定状況は次のとおりです。

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
832円	807円	25円	3.10%	平成29年10月4日

2 改正された静岡県最低賃金の発効日（効力発生日）は、本年10月4日（水）であり、同日以後、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、時間額832円以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」のとおりです。

3 厚生労働省では、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、次の助成金を設けています。

### 「業務改善助成金」

生産性向上のための設備投資を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に経費の一部を補助するもの。

### 「キャリアアップ助成金」

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの。

### 「人事評価改善等助成金」

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもの。

### お問い合わせ先

業務改善助成金

静岡労働局雇用環境・均等室（電話 054 - 254 - 6320）

静岡県最低賃金総合相談支援センター（電話：0800 - 200 - 5451）

キャリアアップ助成金

人事評価改善等助成金

静岡労働局職業安定部職業対策課（電話 054 - 271 - 9970）